（別添１）

印紙

契　　約　　書（案）

支出負担行為担当官　近畿地方環境事務所総務課長　須藤　伸一（以下「甲」という。）は、　　（以下「乙」という。）と「平成２４年度特殊事務室機械警備及び入退室管理システム等設置業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）
第１条　乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）
第２条　契約金額は金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。
２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０５分の５を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）
第３条　履行期限及び納入場所は次のとおりとする。
　履行期限　平成２５年３月３１日
　納入場所　近畿地方環境事務所

（契約保証金）
第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）
第５条　乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）
第６条　乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
２　業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）
第７条　乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

（契約金額の支払い）
第８条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

（支払遅延利息）
第９条　甲は、第８条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（仕様書等の変更）
第１０条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）
第１１条　天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
２　前項の規定により契約を解除するときは､第７条から９条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
二　乙が第５条、第１９条又は第２０条の規定に違反したとき。
三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第１３条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第１２条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第１４条　甲が第１２条又は前条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲は、第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第１６条　乙は、第１２条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１７条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第１８条　甲は、第７条の規定により引渡しを受けた後１年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第１９条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第２０条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和５５年政令第２２号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第２１条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　住　所　大阪府大阪市中央区大手前１－７－３１
大阪マーチャンダイズ・マートビル８階
氏　名　支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長　　須藤　伸一　　印

乙　住　所
氏　名　　印

（別添２）

仕　様　書

１．件名

平成２４年度 特殊事務室機械警備及び入退室管理システム等設置業務

２．目的

対象物件のセキュリティを確保するため、厳格な入退室管理・入退室者の記録・画像保存及び盗難・火災等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除することを目的とする。

３．対象物件

大阪府大阪市中央区大手前１－７－３１
近畿地方環境事務所担当官が指定する場所

４．期間

機械警備業務　　：平成２４年９月１日～平成２５年３月３１日
※平成２４年９月１日から機械警備業務が遂行できるよう環境省担当官と調整のうえ警備機器等を設置するものとする。

入退室管理システム等設置：平成２４年８月３１日までに設置完了

５．機械警備業務及び各システムの概要

（１）　機械警備業務

異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動。

①　警備業務の内容

ア　不審者、不法行為者の早期発見と措置
イ　警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
ウ　火災の早期発見
エ　盗難の早期発見と阻止
オ　警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
カ　機械警備用に警備対象物件に設置された異常感知装置及び自動通報装置（以下警備用装置類と言う）の点検操作
キ　その他不測事態の防止と阻止

②　警備実施要領

ア　警備用装置類は、発生した異常事態を請負者の監視センター（以下監視センターと言う）に自動的に通報する機能を有するものとする。
イ　発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合，その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細について的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を映像により感知し、

音声の双方向通話が可能な機能及び異常を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。

ウ　監視センターでは、警報用装置類を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。請負者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。

エ　監視センターでは、上記アの警備用装置類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を映像及び音声で的確に捉え、必要に応じ不審者、不法行為者に音声による警告を行い、警備目的を達成する。

オ　監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報すること。

カ　請負者の巡回警備員は、請負者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。

キ　警備対象物件に到着した請負者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、請負者の監視センターにその状況を報告すること。

ク　特殊事務室の職員は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ＯＮ（＝警戒)」の状態にして退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。

ケ　特殊事務室の最先出勤者は、警備対象物件に入館時、警備システムを「ＯＦＦ（警戒解除)」の状態にして入館する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。但し、火災異常監視は継続するものとする。

③　警備仕様

ア　使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。また、使用する回線(ISDN回線)は、環境省にて準備する。

イ　機械警備システムの操作運用（機械警備のＯＮ（警戒）及びＯＦＦ（警戒解除)）においては、容易な複製が不可能である専用のカードを利用するものとする。

ウ　自動通報装置は、停電時においても２５分程度のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。

エ　主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知や映像と音声の認識が可能であり、異常発生の状況を映像と音声によって監視センターに送信できる機能を有するものとし、かつ侵入者に対して、異常感知装置が感知、作動したことを知らしめないよう、監視エリア内の照明が点灯していない状態でも監視センターで映像の確認ができる機能を有するものとする。

オ　計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされた事を

感知する機能を有する。また、それが正常な機械警備業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。

カ　自動通報装置においても、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であったり外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。

キ　盗難に関する異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警備機器類は、異常発生時場所の識別及び異常発生原因等の状況を、警備データ、映像及び音声にて監視センターへ通報できるものとする。

ク　警備機器類は被害拡大防止のため、監視センターから遠隔で、不審者あるいは不法行為者に音声により警告が行える機能を有するものとする。

ケ　機械警備システムは、双方向データ通信が一本の回線で行える機能を有するものとする。

コ　警備解除中であっても、非常用押しボタン等により、監視センターへ通報できる機能となっていること。

④　報告

請負者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに環境省担当官が指定する者に報告書を提出すること。

⑤　鍵の預託

警備上必要な鍵、カード等は、環境省担当官、請負者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預り受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

⑥　損害賠償

業務遂行中、請負者の過失により環境省が損害を被った場合、請負者は下記の金額を限度として賠償の責任を負う。

「対人賠償、対物賠償各あわせて１事故１０億円とする」

⑦　即応体制

請負者は、異常発生時から警備対象物件へ２５分以内に警備員が急行できる体制を整えていること。

⑧　その他

警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、環境省担当官と請負者が協議して取り決めるものとする。

（2）　入退室管理システム

特殊事務室前室扉にＩＣカードリーダー及び特殊事務室扉に静脈認証装置を設置し、特殊事務室への入退室管理を厳格に行うものとする。

① 機器数量

特殊事務室前室扉：	電気錠	×	１台
	ＩＣカードリーダー	×	１台
	電気錠制御器	×	１式
特殊事務室	： 電気錠	×	１台
	静脈認証装置	×	１式
	履歴収集装置	×	１式
	遠隔解錠装置	×	１式

※上記以外で必要な機器がある場合には、請負者が用意すること。

ＩＣカード × １０枚

② 機器仕様

ア 電気錠

電気錠は、以下の仕様を満たすこと。

一 ＩＣカードリーダー又は静脈認証装置からの信号に基づき、電気錠の解錠・施錠、警告発生等を行うこと。

二 瞬時通電施解錠型電気錠（電源 OFF 時はそのまま状態保持）とすること。

三 電気錠はＭＩＷＡ ＡＦＦ及びＭＩＷＡ ＡＵＳに取付できるものとする。

イ ＩＣカードリーダー

ＩＣカードリーダーは、以下の仕様を満たすこと。

一 非接触ＩＣカードの読取装置を内蔵していること。

二 ＩＣカードのデータを電気錠制御装置に伝達し、照合適合時に電気錠を解錠する機能を有していること。

三 停電時、２５分程度動作可能なこと。

ウ 電気錠制御器

電気錠制御器は、以下の仕様を満たすこと。

一 ＩＣカードリーダーの制御が可能なこと。

二 ＩＣカードリーダーからのカードのデータ照合適合時に電気錠を解錠する機能を有していること。

三 停電時、２５分程度動作可能なこと。

エ 静脈認証装置

静脈認証装置は、以下の機能を満たすこと。

一 静脈の形状パターンを読み取る機能を有していること。

二 静脈の形状パターンデータ照合適合時に電気錠を解錠する機能を有していること。

三 １０人以上の静脈認証登録機能を有していること。

四 停電時、２５分程度動作可能なこと。

オ 履歴収集装置

履歴収集装置は、以下の機能を満たすこと。

一　入退室操作・電気錠制御器等に関する履歴データを蓄積し、請負者が用意するパソコンに取り込んで出力できる機能を有していること。

二　ＩＣカードの登録・抹消機能を有していること。

三　停電時、２５分程度履歴データの蓄積が可能なこと。

カ　遠隔解錠装置

遠隔解錠装置は、以下の機能を有すること。

一　特殊事務室内より電気錠を遠隔にて解錠・施錠が出来る機能を有すること。ただし、２ヶ所の電気錠を個別に操作できるものとする。

（3）　監視カメラ

特殊事務室前室内に監視カメラを設置し、入室者の確認・映像の記録を行うものとする。

①　機器数量

特殊事務室前室内	：監視カメラ	×	１台
特殊事務室内	：カメラ制御器・録画装置	×	１式
特殊事務室内	：モニターテレビ(17 型以上)	×	１台

②　機器仕様

ア　監視カメラ

監視カメラは、以下の機能を満たすこと。

一　0.006lx 以上の場所で撮影できる機能を有すること。
ただし、監視する場所の照度が、常時 0.006lx に満たない場合には、必要な照明も設置すること。

二　有効画素数約３８万画素以上であること。

イ　カメラ制御器・録画装置

カメラ制御器・録画装置は、以下の機能を満たすこと。

一　監視カメラが２台以上接続可能なこと。

二　監視カメラの映像を５コマ／秒以上、標準画質モードで２週間以上録画が可能なこと。

三　監視カメラの映像を録画中でも画像の再生が可能なこと。

ウ　モニターテレビ(17 型以上)

モニターテレビ(17 型以上)は、以下の機能を満たすこと。

一　液晶カラー方式であること。

二　解像度は、1280×1024 ドット以上であること。

（4）　インターホン

特殊事務室前室外側・にカメラ付インターホン子機、特殊事務室本室にモニターテレビ付インターホン親機を設置し、訪問者の確認・音声通話を行うものとする。

① 機器数量

特殊事務室前室外側：カメラ付インターホン子機　　×　１台
特殊事務室　　：モニターテレビ付インターホン親機　×　１台

② 機器仕様

ア　カメラ付インターホン子機

カメラ付インターホン子機は、以下の機能を満たすこと。

一　ＬＥＤ照明が点灯することで照明の無い場所でも撮影することができること。

二　モニターテレビ付インターホン親機に最大 2 台まで接続可能

イ　モニターテレビ付インターホン親機

モニターテレビ付インターホン親機は、以下の機能を満たすこと。

一　来訪者の映像をカラーにて確認できること。

二　通話についてはハンズフリーによる通話方式が可能なこと。

６．その他

（１）取付・調整

① 各機器の取付調整に当たっては、環境省担当官と事前に充分打合せのうえ、行うものとする。

② 取付、調整の作業については、官庁執務時間帯を基本とし、業務に支障を来さないよう考慮すること。

③ 各構成機器の取付、各種配線敷設、調整を行うものとする。

④ 各機器取付等に必要な部材、付帯作業については、その一切を含むものとする。

（２）庁舎等への入館

① 庁舎等への入館、環境省専有部分への立ち入りについては、事前にそれぞれの所定の手続きを行い、許可を得ること。

（３）秘密の保全

① 受注者は、本契約の実施に伴い知り得た事項について、許可なく他に開示又は漏えいしてはならない。また、そのために必要な措置を講ずること。本契約終了後も同様とする。

（４）その他

① 操作及び障害については、システムを使用する者が容易に取り扱えるよう、工夫するとともに、取扱説明書等の添付及び取扱説明を実施すること。